小金井市民設民営学童保育所

ASHITA∞キッズ こがねい

（令和9年度入所案内）

株式会社明日葉

当学童は株式会社明日葉が小金井市からの補助を受けて運営する民設民営学童保育所です。

令和9年度入所申請受付について

受付方法	受付期間	受付
持 参 または 郵 送	10/23(金)～11/11(水)	〒184-0005 小金井市桜町１－３－22 社会福祉法人聖ヨハネ会施設内 ASHITA∞キッズこがねい 電話:042-316-1061
※定員に達した場合、基準に基づき選考を実施いたします 上記期間で定員に達しない場合、申請期間を延長することがあります ※郵送の場合、レターパック等ご自身で到着確認ができる方法をお奨めいたします		

1, 学童保育所の概要

・名　　称　　ASHITA∞キッズこがねい
・住　　所　　〒184-0005 東京都小金井市桜町 1-3-22
　　（社会福祉法人聖ヨハネ会施設内）
・電　　話　　042-316-1061（月曜～土曜 11：00～20：00）
・メ ー ル　　ashitakids.koganei@socioak.com
・対象児童　　小金井市内在住の小学校 1 年生から 4 年生までの児童
　　第二小学校・緑小学校の児童の入所が優先されます
・保育時間　　通常（月曜日から金曜日）　　放課後から午後 6 時まで
　　学校休業日　　午前 8 時から午後 6 時まで
・延長保育　　通常および学校休業日ともに　　午後 6 時から午後 7 時まで
・延長（自主）　　通常および学校休業日ともに　　午後 7 時から午後 8 時まで
・休 所 日　　日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日
　　年末年始(12/29~1/3)

【申請手続きのお知らせとお願い】

〇就労証明書は**こども家庭庁の就労証明書様式**です。

※記載事項に疑義が生じた場合、証明担当者へ電話等により照会させていただきます。

※内容について、就労証明者に無断で作成し、または改変を行ったときは、刑法上の罪に問われる場合があります。

〇自営業の方は就労証明書（市の指定用紙）作成に加え、自営業の就労内容を証明できる書類の写しも添付してください。

（例）登記簿謄本、開業届、営業許可書、請負契約書、受注票、事業所の賃貸契約書 など

2，入所要件

（1） 入所の要件

入所の対象となる児童は、小金井市内に在住し、保護者が就労等の理由により日常的に放課後の保育を受けることができない児童

※「保護者」とは、現に児童を監護する親権者を指します

※「日常的に放課後の保育を受けることができない」とは、保護者が保育することができない時間が、月曜日から土曜日までの正午から午後 6 時の時間帯に 4 時間以上あり、その日数が週 4 日以上（1 カ月に 16 日以上）あることをいいます

※出産の場合、原則として労働基準法に定める産前産後の休暇期間（日数）となります出産とは、出産に要する期間を指し、出産後に取得する育児休業期間を含みません。なお、保護者が育児休業を取得された場合は、利用要件に該当しないため、退所となります。就労以外の保育することができない理由（保護者自身の疾病等）がある方は、入所可能です。

4 月中に復職予定である場合に限り、年度当初の申請が可能です。5 月以降に復職する場合は、復職する月から入所が可能となるため、復職する月の前月 10 日までに入所申請をお願いいたします。

（2）入所の優先について

小金井市内に在住する児童、小学校 1 年生から 4 年生まですべてを対象にしています。第二小学校・緑小学校区の児童を優先します。定員に達した場合は、別に定める選考基準により入所の優先順位を決定します

（3）入所の制限

児童が感染性の疾病にかかっている等、学童保育における集団生活に適さないと認められるときは入所できません

（4）心身に障がいがある児童

入所については、次の各要件のいずれにも該当することが必要です

① 障がいの程度が知的障がいで愛の手帳 3 度または 4 度を所持する児童、または身体障がいで身体障害者手帳 5 級又は 6 級（7 級の診断を含む）を所持する児童、内臓疾患により身体障害者手帳の交付を受けた児童については手帳の等級にかかわらず、学童保育所における集団生活に耐えうるとの専門医師の診断のある児童、専門医師または市の指定する医師の診断書により、これらの要件に相当すると認められる児童

② 集団保育に支障なく適応でき、常時医療面の配慮を必要としないこと

③ 通所に関しては、保護者等による送迎が可能であること。ただし、株式会社明日葉が特別な理由があると認める場合はこの限りではありません。

※心身に障がいのある児童の入所については事前にご相談ください

※別に定める入所基準表に基づき審査があります

※後日、詳しく聞き取りをさせていただくこともありますので、ご了承下さい

3，提出書類

下記書類⑴・⑵・⑸は、児童１人につき１組必要となります。
兄弟姉妹と合わせて申請を行う場合は、⑶及び⑷は１組で結構です。

⑴ 学童保育所入所申請書　（児童１人につき１枚必要です。）

⑵ 重要事項確認書　（児童１人につき１枚必要です。）

記載内容を確認し、☑を入れたうえ、署名したものを提出してください。

⑶ 保育の必要性を証明する書類等　（保護者(父・母)の書類が必要です。）

保育にあたれない理由	申請書に添付が必要となる証明書類
就労	〈会社等に雇用されている方〉　就労証明書（市の指定書式）
	〈自営業の方〉　就労証明書（市の指定書式） ※　ご自身が証明者となり就労証明書を作成してください。 なお、自営業の就労内容を証明できる書類の写しも添付してください。 （例）登記簿謄本、開業届、営業許可書、請負契約書、受注票、事業所の賃貸契約書 など
保護者自身の疾病	診断書
保護者自身の障害	①身体障害者手帳（写し）、②愛の手帳（写し）、 ③精神障害者保健福祉手帳、④専門医の診断書等 ※発行日から３か月以内のもの
就学	在学証明書（写し） ※公的な職業訓練校を含む。
介護・看護	被介護・看護者の診断書等
求職中 （求職活動のため外出を常態とする場合）	求職活動申告書等 ※求職中を要件として入所する場合は、年度中に**２か月**を限度に承認します。

※状況により提出書類が異なりますので、ご相談ください。

⑷ 市･都民税課税標準額がわかる書類　（必要な方のみ）

市･都民税課税標準額を証明するため、保護者（父母のみ）それぞれの方について下記

①～③のいずれか一つが必要です。ただし、令和８年１月１日に小金井市に在住していた方は提出を省略することができます

① 令和８年度市民税・都民税特別徴収税額通知書
（令和８年６月～８月頃に、給与袋等に同封して通知されたもの。）

②令和８年度市民税・都民税納税通知書

※上記①か②の通知書がない方は、下記③の証明書（令和 8 年１月１日に住所のあった区市町村で発行）が必要です。

③令和８年度市民税・都民税(非)課税証明書

④（令和８年１月１日時点で国外に住んでおり、日本で課税されてない方のみ）
年間収入申告書

⑸ 提出書類確認票 （児童１人につき１枚必要です。）

提出書類の欄に☑を入れ、他の提出書類と合わせてご提出ください。

4， 育成料および延長育成料等利用者負担について

令和８年度の世帯の市・都民税課税標準額	育成料（月額）	延長育成料（月額）
５００万円以上	９，０００円	２，０００円
３００万円以上５００万円以下	７，０００円	２，０００円
１５０万円以上３００万円以下	５，０００円	２，０００円
１５０万円未満	３，０００円	２，０００円
市・都民税非課税世帯及び生活保護世帯	無　　料	無　　料

当施設自主事業分の利用料

項　　目	金　　額
延長保育料　　午後７時から午後８時	１回 30 分につき　800 円
配食サービス	実費

○その他、所外での活動や、実費を伴う行事等については、都度、費用負担が発生します。事前に保護者には通知し、了承を得ることとします

○当施設では、長期休暇中の昼食はお弁当持参もしくは配食サービスのご利用が可能です。(配食サービスのご利用は事前のお申込みが必要です)

5， 申込方法

⑴ 受付期間
・期間：令和８年 10 月 23 日（金）～令和８年 11 月 11 日（水）

⑵ 変更及び不足書類の提出
・期間：令和８年 11 月 12 日（木）～令和８年 12 月 21 日（月）

⑶ 受付方法

・郵送および持ち込み

郵送の場合、受付時の書類の確認は致しません。提出漏れがないことを確認の上、ご郵送をお願いいたします。なお、提出書類について相談がある場合は、お申し出ください。**郵送の場合、レターパック等ご自身で到着確認ができる方法をお奨めいたします。**

申請時、公設学童保育との併願申請が可能ですが、二重在籍は出来ません。当施設に入所が承認された場合は自動的に入所（公設は自動で取下げ）となります。（昨年度と異なりますのでご注意ください）

6，結果通知

令和 8 年 2 月上旬ごろ、郵送にて通知

7，入所申請の取り消し

入所申請が承認された後、次のいずれかに該当したときは、入所承認を取り消します

・入所の要件がなくなったとき

・児童の出席が著しく悪いとき

・休所期間（最長 2 か月）が経過し、なお児童が通所できないとき

・条例・規則等の規定に違反したとき

・そのほか、株式会社明日葉が特に入所を不適当と認めたとき

8，延長保育について

保護者の就労等の理由により保育を受けることができない時間帯が午後 6 時以降に及ぶ児童を対象に、延長保育を午後 6 時から午後 7 時まで実施し、自主事業としての延長保育を午後 7 時から午後 8 時まで行います。入所が決まった後に利用申し込みをお願いします

9，登降所について

平日の授業終了後、第二小学校・緑小学校から当施設までの移動は放課後児童支援員または補助員が、徒歩でお迎えに行き付き添って登所します

降所は 17：00（冬季は 16：30）に集団降所となります。それ以外の時間をご希望の場合は保護者のお迎え、もしくは単独降所となります